

(訪問看護・介護予防訪問看護)

重要事項説明書

(厚生労働省令第37号第8条に基づく)

男鹿みなのと市民病院

男鹿みなと市民病院
訪問看護（介護予防訪問看護含）重要事項説明書

サービスの提供開始にあたり厚生労働省令第 37 号第 8 条に基づいて、当事業者が説明する重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	男鹿みなと市民病院
主たる事業所の所在地	秋田県男鹿市船川港船川字海岸通り 1 号 8 番地 6
法人種別	市立病院
代表者名	開設者 男鹿市長 菅原広二
電話番号	0 1 8 5 - 2 3 - 2 2 2 1

2. 事業の概要

事業所名称（指定番号）	男鹿みなと市民病院 指定番号 0 5 1 0 6 1 0 5 2 0
サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護

3. 事業所の概要

事業所の名称	男鹿みなと市民病院
指定番号（秋田県）	0 5 1 0 6 1 0 5 2 0
所在地	秋田県男鹿市船川港船川字海岸通り 1 号 8 番地 6
管理者名	院長 木村 圭介
電話番号	TEL 0 1 8 5 - 2 7 - 8 1 3 1 FAX 0 1 8 5 - 2 7 - 8 1 3 2
サービス提供地域	男鹿市

4. 事業の目的及び運営方針

事業の目的

この事業は、地域医療の一環として、病気や障害を持った方が住み慣れた男鹿市でその人らしい療養生活を送れるよう、看護師がかりつけの医師との連携のもとに各世帯を訪問し、医療ケアの提供並びに支援を行うことにより自立への援助を促し、療養生活を支援することを目的とします。

運営方針

- 1 利用者が持つ能力を最大限に活かし、住み慣れた場所で自立した生活を過ごせるように支援します。
- 2 利用者の希望に沿った形で生活できるよう関係機関と連携し、包括的なサービスの提供を行います。

5. 職員体制

	資格	常勤人数	非常勤人数	業務内容
管理者	医師	1名	－	運営管理
看護師	看護師	3名	－	訪問看護
事務職員	－	1名	－	介護・医療保険請求 一般事務

6. 業務時間

業務日	月曜日～金曜日の平日
業務時間	午前9時00分～午後5時00分
緊急連絡先	0185-27-8131 (24時間対応)
休業日	土、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

7. サービスの概要と利用料金

【介護保険】

<基本料金（訪問看護）>

サービスの種類			負担額（円/1回）								
			通常時			早朝・夜間（25%）			深夜（50%）		
			1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
時間別 単位	20分未満	看護師	266	532	798	333	665	998	399	798	1,197
	30分未満	看護師	399	798	1,197	499	998	1,496	599	1,197	1,796
	30分～60分未満	看護師	574	1,148	1,722	718	1,435	2,153	861	1,722	2,583
	60分～90分未満	看護師	844	1,688	2,532	1,055	2,110	3,165	1,266	2,532	3,798

※早朝・夜間、深夜の料金は通常時を基準に割増計算。

※令和6年6月1日改訂

<基本料金（介護予防訪問看護）>

サービスの種類			負担額（円/1回）								
			通常時			早朝・夜間（25%）			深夜（50%）		
			1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
時間別 単位	20分未満	看護師	256	512	768	320	640	960	384	768	1,152
	30分未満	看護師	382	764	1,146	478	955	1,433	573	1,146	1,719
	30分～60分未満	看護師	553	1,106	1,659	691	1,383	2,074	830	1,659	2,489
	60分～90分未満	看護師	814	1,628	2,442	1,018	2,035	3,053	1,221	2,442	3,663

※早朝・夜間、深夜の料金は通常時を基準に割増計算。

※令和6年6月1日改訂

<各種加算>

※下表は1割負担の単位数となる。2～3割負担の場合は下記単位の2～3倍になる。

加算項目	単位数	1割負担額
初回加算（Ⅰ） ※新規利用者又は2カ月未利用者 ※退院又は退所した日に訪問	350 単位/月	350 円
初回加算（Ⅱ） ※新規利用者又は2カ月未利用者 ※退院又は退所した日の翌日以降訪問	300 単位/月	300 円
特別管理加算（Ⅰ） ※医療器具等の難易度が高い方	500 単位/月	500 円
特別管理加算（Ⅱ） ※医療器具等を装着している方	250 単位/月	250 円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	315 単位/月	315 円
看護体制強化加算（Ⅰ）	550 単位/月	550 円
看護体制強化加算（Ⅱ）	200 単位/月	200 円
看護体制強化加算 ※介護予防訪問看護対象	100 単位/月	100 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6 単位/1 回につき	6 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3 単位/1 回につき	3 円
長時間訪問看護加算 ※特別管理加算の算定対象者 ※1 時間 30 分以上となる場合	300 単位/1 回	300 円
複数名訪問加算（Ⅰ）	254 単位/1 回（30 分未満）	254 円
	402 単位/1 回（30 分以上）	402 円
看護・介護職員連携強化加算 ※介護予防訪問看護は対象外	250 単位/月	250 円
中山間地域等への訪問看護提供加算	所定単位数の 5%	—
中山間地域の事業所加算	所定単位数の 10%	—
ターミナルケア加算 ※死亡月 1 回のみ	2500 単位/1 回	2,500 円

口腔連携強化加算 ※歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供を行った場合	50 単位/月に 1 回	50 円
専門管理加算 ※専門の研修又は特定行為研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	250 単位/月	250 円

< 保険外のサービス（介護保険） >（税抜）

1. 他施設等への契約による訪問看護 ※上記の場合・・・契約に基づき定めた料金とする。 2. エンゼルケア（死後の処置） 処置料 5,340 円（感染症 6,340 円） 診断書 2,000 円	※処置内容 清拭、シャンプー、髭剃り、爪切り 口腔ケア、お化粧品
---	--

（介護保険の場合）

- 私は、訪問看護加算等について、貴事業所説明者より上記対象となる加算の種類について説明を受け、居宅サービス提供計画に加算をつけることに同意します。

【医療保険】

- ◆健康保険、国民健康保険をご利用の場合は、下記のとおりとなります。
- ・医療保険をご利用の場合、1 回の訪問時間は 30 分から 1 時間半と定められています。
 - ・70 歳以上の方は、原則として 1 割～3 割の負担、70 歳未満の方は 3 割の負担。
6 歳(義務教育就学前)未満の方は 2 割の負担。

< 基本料金 >（サービス提供 1 回につき）

利用料金	点数	1 割負担	3 割負担
在宅患者訪問看護・指導料 精神科訪問看護 ・指導料	週 3 日まで 580 点/回	580 円	1,740 円
	週 4 日目以降 680 点/回	680 円	2,040 円

※緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師の場合は 1,285 点/1 回となります。

< 各種加算 >

加算項目	点数	1 割負担	3 割負担
緊急訪問看護加算 ※電話等による緊急の求めで訪問看護を実施した場合	月 14 日目まで 265 点/1 回・日	270 円	800 円
	月 15 日目以降 200 点/1 回・日	200 円	600 円

難病等複数回訪問加算 ※ 厚生労働大臣が定める疾病等の患者	2回/日 450点/1日	450円	1,350円
	3回以上/日 800点/1日	800円	2,400円
長時間訪問看護・指導加算 ※1 厚生労働大臣が定める疾病等の患者 ※2 1時間30分以上となる場合	520点/1回・週 (又は3回・週)	520円	1,560円
複数名訪問看護・指導加算 ※1 厚生労働大臣が定める疾病等の患者 ※2 1人以上の看護職員との同行	看護師2人 450点/週1回	450円	1,350円
	看護師2人 300点/週3日	300円	900円
	看護師2人 300点/1日1回	300円	900円
	看護師2人 600点/1日2回	600円	1,800円
	看護師2人 1,000点/1日3回以上	1,000円	3,000円
	看護師2人 同一建物内3人以上 400点/週1回	400円	1,200円
夜間・早朝訪問看護加算 ※ 早朝(6~8時)・夜間(18~22時)	210点/1回	210円	630円
深夜訪問看護加算 ※ 夜間(22時~6時)	420点/1回	420円	1,260円
在宅移行管理加算 ※ 退院後1月	・在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅 気管切開患者指導管理・気管カニ ューレ・留置カテーテル管理 500点/1回・人	500円	1,500円
	・その他 250点/1回・人	250円	750円
在宅患者連携指導加算	300点/1回・月	300円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200点/2回・月	200円	600円
看護・介護職員連携強化加算	250点/1回・月	250円	750円
訪問看護・指導体制充実加算	150点/1回・月	150円	450円
在宅ターミナルケア加算 ※ 1回のみ	2,500点	2,500円	7,500円
退院前訪問看護・指導料 ※退院当日の訪問看護。医療機関算定。	580点	580円	1,740円

退院後訪問指導料 ※退院当日除き、1月以内5回限度。 医療機関算定。	580点	580円	1,740円
訪問看護同行加算 ※退院後1回に限り、 退院後訪問指導料に加算	20点	20円	60円
訪問看護医療DX情報活用加算 ※電子(オンライン)資格確認により 診療情報を取得等した上で訪問看護 の計画的な管理を行った場合	5点	10円	20円
乳幼児加算(6歳未満)	130点	130円	260円 (2割)
乳幼児加算(6歳未満) ※別に厚生労働大臣が定める者に該 当する場合	180点	180円	360円 (2割)

<保険外のサービス(医療保険)>(税抜)

<p>1. サービス計画外及び医療保険における週3回の制限を超える訪問看護及び入院中外泊時の訪問看護</p> <p>2. 外出時の付き添い、見守り時の看護など</p> <p>※上記1、2の場合は介護保険法の料金・積算に準ずる。</p> <p>(1) 業務日以外の日(土・日・祝祭日、年末年始12/29~1/3)</p> <p>① 日中 30分毎 1,000円</p> <p>② 早朝・夜間 30分毎 1,000円</p> <p>③ 深夜 30分毎 1,000円</p> <p>(2) 90分を超える訪問看護</p> <p>① 日中 30分毎 3,000円(1.00)</p> <p>② 早朝・夜間 30分毎 3,750円(1.25)</p> <p>③ 深夜 30分毎 4,500円(1.50)</p> <p>3. 他施設等への契約による訪問看護</p> <p>※上記の場合・・・契約に基づき定めた料金とする。</p> <p>4. エンゼルケア(死後の処置)</p> <p>処置料 5,340円(感染症 6,340円)</p> <p>診断書 2,000円</p> <p>5. 男鹿市外に居住する方がサービスを利用する場合は、次の通り交通費がかかります。</p> <p>※男鹿みなと市民病院からの路程(往復の計)1kmあたり20円</p>	<p>※長時間訪問看護加算を算定した以外の日に、指定訪問看護に要する平均的な時間(90分)を超える訪問看護を行った場合は、その他の利用料として差額の支払を利用者から受けることができます。</p> <p>日中 8:00~18:00</p> <p>早朝 6:00~ 8:00</p> <p>夜間 18:00~22:00</p> <p>深夜 22:00~ 6:00</p> <p>※処置内容</p> <p>清拭、シャンプー、髭剃り、爪切り</p> <p>口腔ケア、お化粧</p>
---	--

(医療保険の場合)

- 私は、訪問看護指導料について、貴事業所説明者より上記対象となる加算の種類について説明を受け、看護計画に加算をつけることに同意します。

8. 利用料等のお支払い方法

利用料金は、1カ月ごとに計算し、翌月ご利用明細を記した請求書によりご請求いたしますので、1カ月以内に次のいずれかの方法でお支払いください。

- ア. ご指定の口座より自動引き落とし(月の27日 ※金融機関が休業日の時は翌営業日)
イ. 請求書による指定口座へのお振込み(請求書発行日より1カ月以内。振込手数料は利用者負担)
ウ. 現金による支払い(請求書発行日より1カ月以内。お釣りの出ないようご注意ください)

9. サービス内容に関する苦情・要望等相談窓口

- I. サービスのご利用に係る相談・苦情の受付及び事故発生の際の受付窓口は以下のとおりです。

事業所の 相談窓口	電話番号	TEL 0185-27-8131
	受付時間	業務日 午前9時～午後5時
	担当者	佐藤かおり

上記を管轄 する事業者	男鹿みなと市民病院	
	電話番号	TEL 0185-23-2221
	受付時間	営業日 午前9時～午後5時

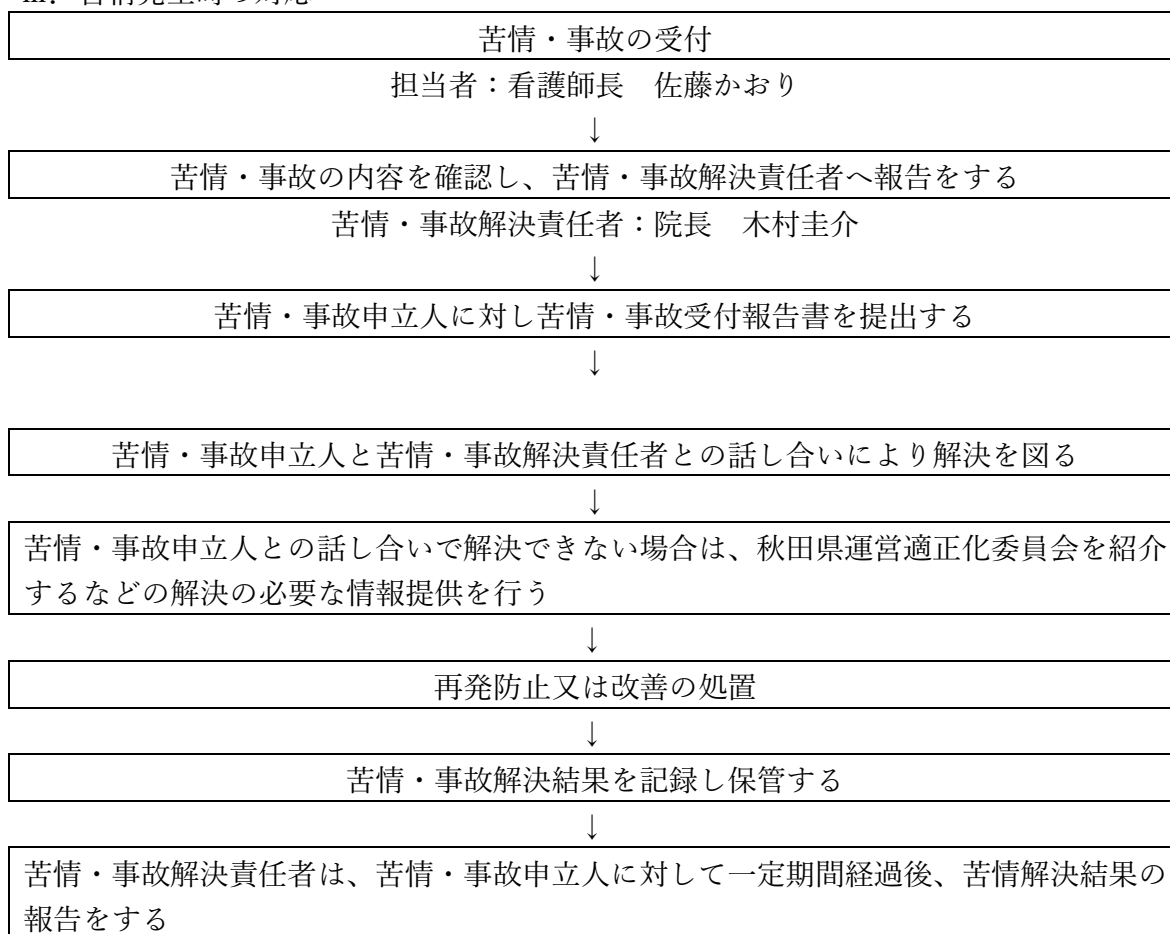
II. その他の相談苦情受付窓口

市長村の 相談窓口	男鹿市	
	電話番号	TEL 0185-24-9119
	担当部署	介護サービス課介護班

国民健康保険 団体連合会の 相談窓口	秋田県国民健康保険団体連合会	
	電話番号	TEL 018-883-1550
	担当部署	苦情受付窓口

秋田得運営適正化 委員会 の 相談窓口	秋田県社会福祉協議会	
	電話番号	TEL 018-864-2711
	担当部署	福祉サービス相談支援センター(運営適正化委員会)

III. 苦情発生時の対応



IV. 事故発生時の対応

- 1) 市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所へ連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- 2) 事故状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

10. 緊急時の対応方法

速やかに利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。

利用者の医療機関	主治医	
	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
	入院設備の有無	有 ・ 無
	救急指定の有無	有 ・ 無

